

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託 法人の変更 (高齢者支援課)	299
○基本測量の終了 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	300
公 告	
○土地改良区役員の就任届 (中丹広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局、中丹広域振興局)	〃
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	301
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写 しの縦覧 (都市計画課)	〃

○都市計画用途地域の変更に係る図書の写 しの縦覧 (南丹土木事務所)	301
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (〃)	〃

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に 登録されている者の数	302
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数	〃

告 示

京都府告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和7年5月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	変更年月日
新 社会福祉法人京都福祉サービス協会高野ケアマネステーション 京都市左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター3F	社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5	令
旧 社会福祉法人京都福祉サービス協会 高野事務所 京都市左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター3F	理事長 宮路 博	7. 4. 1
新 社会福祉法人京都福祉サービス協会太秦ケアマネステーション 京都市右京区常盤一ノ井町8の3 カリオン大町1F	〃	〃
旧 社会福祉法人京都福祉サービス協会 太秦事務所 京都市右京区常盤一ノ井町8の3 カリオン大町1F	〃	〃

新 社会福祉法人京都福祉サービス協会朱雀ケアマネステーション 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5	社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5	7. 4. 1
旧 社会福祉法人京都福祉サービス協会 朱雀事務所 京都市中京区壬生御所ノ内町39の5	理事長 宮路 博	

京都府告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和6年京都府告示第106号）が令和7年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和7年5月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市左京区、右京区、西京区及び伏見区、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市並びに船井郡京丹波町

京都府告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 5 月23日まで縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 綾部大江線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
綾部市向田町川屋田 1 の 2 か ら 綾部市向田町下大門 1 の 4 ま で	前	最小 6.3 ^m 最大 13.6	731.0 ^m
	後	最小 9.4 最大 17.0	

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府
建設交通部道路管理課

公 告

綾部井堰土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 5 月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員（理事）

住 所	氏 名
綾部市館町下館27	大 槻 玲 子



和知町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 5 月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町下栗野西反圃76	江 本 和 生
〃 〃 塩谷井ノ本11の 1	栗 林 英 治
〃 〃 升谷奥田81	藤 井 剛
〃 〃 小畑山和知 6	片 山 弘 明
〃 〃 安栖里堂ノ成27	森 誠
〃 〃 大簾モリノモト18	才 村 一 好

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町市場山根37	梅 原 和 弘
〃 〃 本庄馬森 5 の 1	春 田 貢

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町西河内雫矢24の 1	藤 田 直 也
長岡京市東神足 2 丁目14の 1 の505号 藤和シティホームズ神足505	澤 田 甚 吾
船井郡京丹波町大倉道ノ上32	乾 正
〃 〃 坂原旭 5	片 山 睦
〃 〃 広瀬大草19	片 山 栄 治
〃 〃 才原西ノ前32	野 間 義

(2) 監事

住 所	氏 名
船井郡京丹波町上乙見居モフ 8	片 山 輝 夫
〃 〃 本庄馬森 5 の 1	春 田 貢



栗村井堰土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、

次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（監事）

住 所	氏 名
綾部市館町宮ノ前15	四 方 均

2 退任役員（監事）

住 所	氏 名
綾部市館町下館66	村 上 克 司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三俣土地改良区の定款の変更を令和7年4月23日認可した。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、綾部井堰土地改良区の定款の変更を令和7年4月17日認可した。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

南丹市から南丹都市計画地区計画（口人地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

南丹市から南丹都市計画地区計画（室橋地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

南丹市から南丹都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

南丹市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和7年5月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第20号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年5月9日
京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

41, 206人



京都府選挙管理委員会告示第21号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年5月9日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

357, 537人



京都府選挙管理委員会告示第22号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年5月9日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

北	区	29, 737人
上 京	区	20, 787人
左 京	区	40, 634人
中 京	区	29, 482人
東 山	区	9, 266人
山 科	区	35, 813人
下 京	区	21, 468人
南	区	27, 251人
右 京	区	53, 122人
西 京	区	39, 822人
伏 見	区	73, 449人
福 知 山	市	20, 579人
舞 鶴	市	21, 213人
綾 部	市	8, 797人
宇治市及び久世郡		54, 398人
宮津市及び与謝郡		10, 835人
亀 岡	市	24, 095人
城 陽	市	20, 878人

向 日 市	15, 581人
長岡京市及び乙訓郡	27, 175人
八 幡 市	19, 012人
京田辺市及び綴喜郡	23, 652人
京 丹 後 市	14, 326人
南丹市及び船井郡	12, 041人
木津川市及び相楽郡	33, 358人